

第三章 古代・中世の宗教と信仰

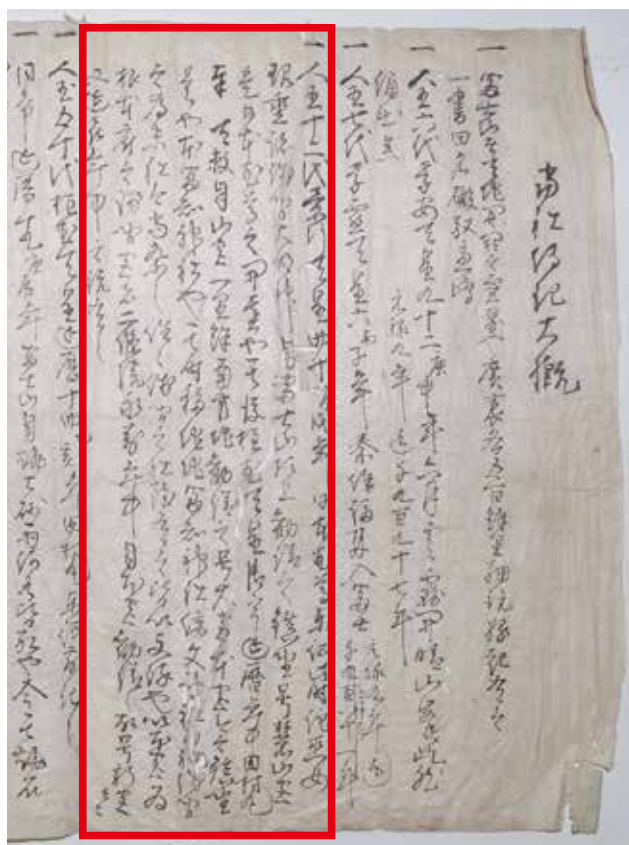
第一節 文献から見る富士山本宮浅間大社

富士山本宮浅間大社の建立伝承

富士山本宮浅間大社（以下、浅間大社）は、富士山の火口部を居所とする浅間大神を遥拝し、その噴火を鎮めるために創建されたと伝わる神社である。境内には、富士山の湧水を起源とする湧玉池（特別天然記念物）があり、浅間大社はその豊富に湧き出る水が噴火を鎮めると考えられたため、この場所に建てられたと伝わる。また富士宮市の市名は、『今昔物語集』（平安時代末期）や『新勅撰和歌集』（鎌倉時代）にある浅間大社の呼称「富士ノ宮」に由来する。

現在の浅間大社の建立伝承は、江戸時代中期に浅間大社の大宮司富士民済が編纂した「富士山本宮浅間社記」（以下、「社記」）に基づいている。これによれば、垂仁天皇の治世に富士大神を山足の地（場所不明）へ移し、その後日本武尊が山足の地から山宮（山宮浅間神社）へ移し、大同元年（八〇六）に坂上田村麻呂が山宮から大宮浅間（浅間大社）へ移したとある。

「社記」以前の建立伝承を見ていくと、慶長十一年（一六〇六）書写の「富士山縁起」（公文富士家文書、個人蔵）では、「神功皇后の治世の庚申の年」に社を作ったとし、寛永一六年（一六三九）書写の「富士山大縁起写」（安養寺蔵）では、大同元年に社を作ったとする。一方、元禄九年（一六九六）作成と推定される「当社伝記大概」（写真3-1）では、「景行天皇の治世、日本武尊が浅間大明神を山頂から麓山宮へ勧請し、延暦年間（七八二〜八〇六）に坂上



翻刻

一人王十二代景行天皇四十庚戌年日本武尊東征、此時託巫女現垂跡浅間大明神、自富士山頂上勧請之鎮坐、号麓山宮、是日本武尊之開基也、其後桓武天皇御宇延暦年中、田村丸奉天勅自山宮一里余南方地勧請之、号大宮本宮今之鎮坐是也、本富知神社也、其時移他地、富知神社・倭文神社、本社浅間之為末社今尚祭之、往々浅間之社雖有之皆以支流也、以本宮為根本、府之浅間宮者二条院永万年中自本宮勧請之故号新宮云々、延喜年中之説有之、

写真 3-1 当社伝記大概（公文富士家文書、個人蔵）

田村麻呂が浅間大明神をそこから一里余り南に移し、大宮本宮（浅間大社）と呼んだ」とある。このように山宮は、元禄九年ごろに浅間大社が元々あった場所として位置付けられるようになる。「社記」にある浅間大社の建立伝承は、中世までに成立した縁起に段階的に肉付けがなされて成立したと言える。

古代の浅間宮（現浅間大社）

八世紀後半以降、律令国家は地方の靈験ある神々に対して神階を授与し、神社の序列化を進めた。その中で富士山の神である「浅間神」は、仁寿三年（八五三）、從三位の神階を与えられた。その後浅間神は、貞観元年（八五九）に正三位、永治元年（一一四一）に正一位へ昇進した。

『日本三代実録』によれば、貞観の噴火（八六四～八六六）のころ、駿河には噴火の鎮静を祈る社があった。ただしこの社の場所は不明である。天曆年間（九四七～九五七）、駿河国司の平兼盛が湧玉池・御手洗川周辺で行われる臨時祭祀に参列していることから、このころには浅間宮が現在地にあったと考えられる。

鎌倉時代の浅間宮

文治四年（一一八八）六月、後白河法皇は鎌倉幕府に対し院宣を出して皇室領の年貢の上納を督促しており、その中に浅間宮領と考えられる長講堂領「富士神領」が確認できる。

建保七年（一一二九）、駿河国司に任じられた北条泰時は、三月に平安時代後期以来の国司の就任儀礼に則り、浅間宮を神拝した。また貞応二年（一一二三）、北条義時が執り仕切って浅間宮の造替・遷宮を行った。文永十一年（一一七四）・弘安四年（一一八一）、二回にわたる元寇に対し、鎌倉幕府は各国の守護職



写真 3-2 後醍醐天皇御旨（大宮司富士家文書、静岡県立中央図書館蔵）

を介して全国の一宮・国分寺に異国降伏祈禱を命じており、浅間宮も駿河国一宮としてこれに従ったと考えられる。

南北朝時代の浅間宮

元弘三年（一一三三）に鎌倉幕府が滅亡すると、京都へ戻った後醍醐天皇による親政（建武の新政）が始まった。後醍醐天皇は綸旨（天皇の命令書）により寺社へ所領などの寄進をされており、浅間宮に対しても駿河国下嶋郷（静岡市駿河区）地頭職を寄進した。

さらに、天皇は建武元年（一一三四）五月までに政策の一環として、諸国一宮・二宮に対する本所（本家職や領家職を持つ天皇家や公家など）の領有権を停止し、一宮・二宮が天皇から直接権利の保障などを受けるようにした。同年九月、天皇は浅間宮に対し、前述の「富士神領」を含むと考えられる富士上方を寄進し、社家興行（社殿の修復や仏神事の厳格な実施など）と戦勝祈願を命じている（写真3-2）。これもこの政策に基づく措置と考えられる。

建武二年（一一三五）九月、中先代の乱を鎮圧した足利尊氏は、天皇の帰京命令に反して鎌倉に留まり、反乱鎮圧で功績があった武士に恩賞の給与などをしたため、十一月、天皇は新田義貞に尊氏追討の宣旨を与えた。この間尊氏は、後の戦勝祈願のために源氏ゆかりの神社や浅間宮、三島社へ所領を寄進した。尊氏の弟の直義もこれに倣い、遠江国内の所領を浅間宮に寄進している。

建武三年（一一三六）に室町幕府が成立すると、駿河・遠江が幕府の管轄国（幕府分国）となり、守護が置かれた。康安二年（一二六二）、駿河守護今川範氏は先例に倣って有度郡内の浅間宮領の諸役を免除するとともに、社領への乱入狼藉を停止する旨の書下を富士大宮司に与えた。

室町時代の浅間宮

応永二五年（一四一八）、將軍足利義持は浅間宮の大宮司富士氏の訴えを受け、駿河守護今川範忠に対し、社領の課役を免除するよ

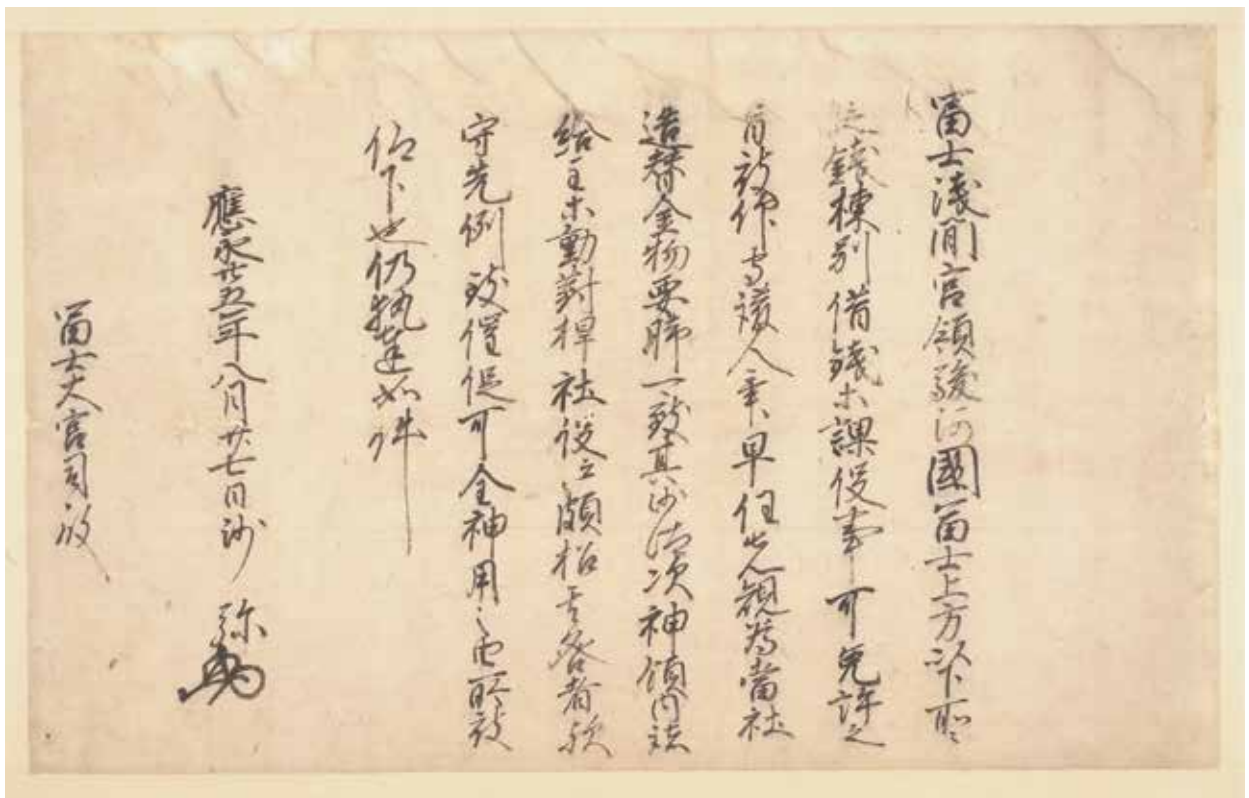


写真 3-3 管領細川満元奉書（大宮司富士家文書、静岡県立美術館蔵）

う命じた。あわせて義持は大宮司に対し、免除分を金物の修理費用に充て、速やかに社殿の造営を行うこと、社領に賦課された社役を納めない者に対して催促し、完納させることを命じた。さらに義持は造営料のため、駿河国内外に段銭（田の面積ごとに賦課する臨時税）や徳銭（裕福な商工業者に賦課する臨時税）を賦課した（写真3-3）。しかし、永享三年（一四三二）になっても造営が完了しなかったため、將軍足利義教は駿河守護今川範政に対し、遷宮の日時を上申するよう催促している。

戦国時代の**大宮浅間神社**（現**浅間大社**、以下、**浅間神社**）

戦国時代になると、河東一乱や武田・北条との三国同盟の締結を契機に、今川義元は領国として富士宮を含む河東地域（駿河国の富士川以東）の支配を進めていった。この間、義元は河東一乱で浅間神社を離れた大宮司に代わって浅間神社の神職の権利保障を行い、大宮司の代官を置いた。その後義元の跡を継いだ氏真は、富士信忠を大宮司に任命した。

永禄二年（一五六九）から今川氏に代わり駿河を治めるようになった武田氏は家臣に命じ、浅間神社の神職を改め、神職の権利保障や新たな相続人の指名などを行った。さらに武田信玄は、家臣の鷹野徳繁の次男千代を富士信忠の養子とした上で、大宮司の後継者に指名した。千代はまだ幼かったため、徳繁が代官となった。

しかし、信玄の跡を継いだ勝頼は、浅間神社の遷宮が完了する直前の天正五年（一五七七）三月、武士として取り立てていた富士信通（信忠の子）を大宮司に任命し、神職として武田氏に奉公させることとした。この措置は武田氏が、富士氏の神職としての知識・経験・技術が、武士である徳繁やほかの神職では代わることができない、重要なものであると考えたためと推測される。

この時完成した社殿は、『信長公記』によれば北条氏の軍事行動の際に焼き払われたようである。そのため武田氏に代わり駿河を治めるようになった徳川氏は、家臣の井出正次に対し、浅間神社の仮殿を建てるように指示をするとともに、神職の屋敷や商人の商いなどを含めた浅間神社周辺の復興・再整備を図った。



翻刻

【右の面】

天正九年かとのミ

正月吉日

三面ノ内

土屋左衛門尉

奉納

【左の面】

天正九年かとのミ

正月吉日

□面ノ内

土屋左衛門尉

奉納

※土屋左衛門尉は、武田水軍（海賊衆）の一人。永禄三年（一五七〇）には、久能城に立て籠もり、海賊衆として活躍したことで、武田信玄から江尻などを与えられている。

写真 3-4 武田氏家臣土屋左衛門尉奉納能面（四和尚宮崎家資料、個人蔵）

第二節 文献から見る山宮浅間神社

山宮浅間神社に関わる伝承

山宮浅間神社は、富士山を直接遥拝し、祭儀を行うことを目的として築造されたと推定される施設である（写真3-5）。現在、富士山本宮浅間大社（以下、浅間大社）の元宮に位置付けられているが、前節のとおり山宮が元宮として史料上確認できるのは、元禄九年（一六九六）ごろからである。

江戸時代書写の「古文状」（尊経閣文庫蔵）に、天承二年（一一三二）、有鑑（末代）という修行者が富士山へ登る時、山宮に百日間参籠して大仏頂陀羅尼を三〇万回唱えたこと、下山後山宮に滞在した有鑑を、宮司（浅間大社の宮司か）をはじめ神職らが出迎え、賛嘆したことが書かれている。なお「古文状」は研究上、建長三年（一二五二）書写の称名寺旧蔵「浅間大菩薩縁起」（神奈川県立金沢文庫蔵）の続きと考えられている。

また、浅間大社の旧神官家である公文富士家伝来の「富士山大縁起本社末社之次第」（天正二〇年（一五九二）書写、写真3-6）には、山宮に祀られる神の本地仏が不動明王とあるが、詳細は不明である。

戦国時代の山宮

山宮に関わる史料は限られているが、戦国時代になると、山宮における祭事を執り行う浅間大社の神職「山宮大夫」に関わる史料が確認できるようになる。戦国時代の山宮大夫の変遷についてよくわかるのが、天文二二年（一五五二）付け「今川義元判物写」（写真3-7）である。

天文六〜一四年（一五三七〜四五）にかけて発生した河東一乱の際、山宮大夫は今川氏に敵対して行方をくらませた。そのため、乱



写真 3-5 山宮浅間神社遥拝所

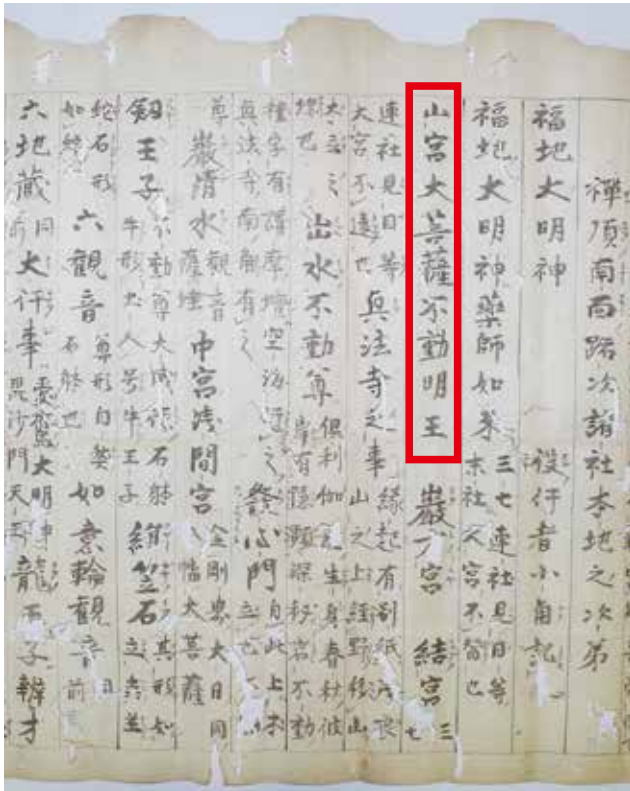


写真 3-6 富士山大縁起本社末社之次第
(公文富士家文書、個人蔵)

後の天文一六年（一五四七）からは、大鏡坊頼慶（富士山興法寺の修験者）の子の又三郎が山宮大夫を相続した。義元は、又三郎が支配する土地について取り決めるとともに、又三郎が山宮大夫の社役を無沙汰した時は、頼慶が代わりを務めるように命じた。永禄元年（一五五八）、又三郎が行方をくらませると、義元は頼慶に山宮大夫を務めるよう命じた。

今川氏の後、駿河を治めるようになった武田氏は、駿河の寺社に対し土地の寄進や諸役免除などを行った。その中で武田信玄は家臣に命じ、浅間神社の神職を改め、権利保障や新たな相続人の指名などを行った。この時山宮大夫は、以前から所持している富士山興法寺の伝京坊（弁曉坊）の道者に関わる権利を認められたり、北山の屋敷・厨屋田の還付を受けたりしている。

翻刻文

富士山宮大夫跡職之事

右、去丙午一乱之刻、依悪党之儀頭形令逐電、彼子孫退転之条、従末年拘来之、然者大岩之田島宮田之内、御造作田式ケ所、厩免、畠屋敷、名職共永不可有相違、大宮司相定之上、代官社人号親類雖富士又七郎相抱、雖為弁曉坊領、富士又七郎二申合、知行令相続云々、若彼坊就相違者、如一札前之山宮大夫之知行可請取之、若当山宮大夫於有無沙汰之儀者、大鏡坊頼慶相計之、社役等無怠慢令勤仕、可抽国家安全之懇祈者也、仍而如件

天文廿一年六月晦日

治部大輔書判

山宮大夫

又三郎殿

右本書甲州西河内福土村重右衛門方二有之候、

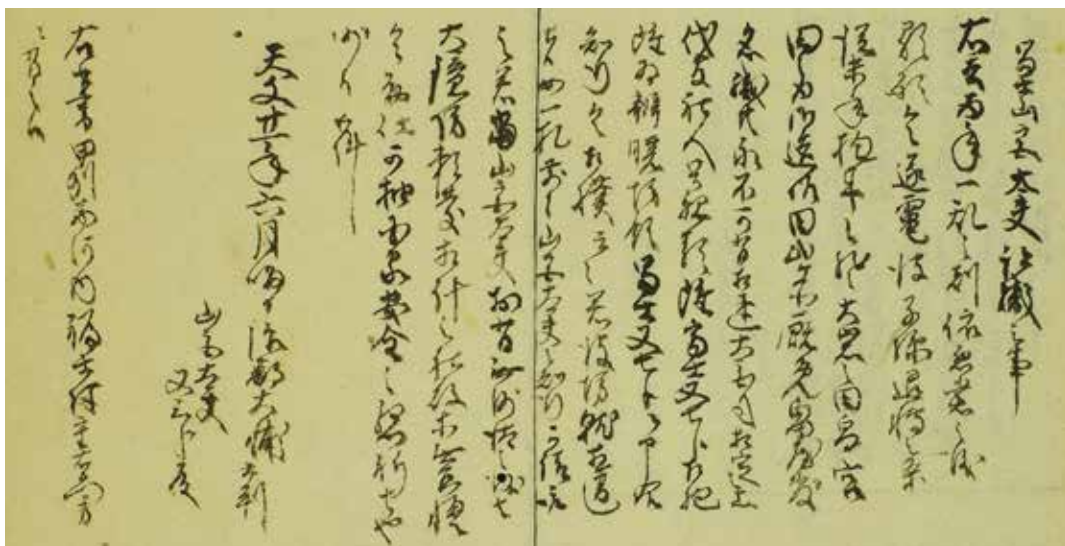


写真 3-7 今川義元判物写（「富士山興法寺大鏡坊記録」、村山浅間神社蔵）

第三節 文献から見る村山浅間神社

山岳修行の場「富士山」と興法寺・村山浅間神社

平安時代後期、日本古来の山岳を聖地と崇める山岳信仰を基調に、シャーマニズム・仏教・道教・神道などの影響のもと「修験道」が生まれた。修験道は山岳修行で超自然的な力（験力）を獲得し、その力を用いて呪術宗教的な活動を行うことを中核としており、験力を修めた者は修験者または山伏と呼ばれた（以下、修験者）。修験者は羽黒山（山形県）や大峰山（奈良県）、立山（富山県）、彦山（英彦山、福岡県）など全国各地の山岳で修行するようになり、その中で富士山も修行の場となっていた。

富士山を山岳修行の場と位置付けた史料的に確実な人物の一人に、駿河出身で伊豆走湯山（熱海市の伊豆山神社）や実相寺（富士市）などで修行したと伝えられる末代上人がいる（本編第五章第二節）。末代は『本朝世紀』（平安時代末期成立）に富士登山をし、山頂に大日寺を構えた「富士上人」として登場する。また『地藏菩薩靈験記』収録の日金山に関する説話（室町時代後期頃までに成立、写真3-8）には、富士山で修行した末代が富士山の麓の村山において寺院を建立し、そこで即身仏となり、「大棟梁」という山の守護神になったとある。この末代が建立した寺院が発展したのが、中世には富士山で修行する修験者の拠点となった富士山興法寺（以下、興法寺）と考えられている。興法寺は、江戸時代には聖護院門跡（以下、聖護院）を本山とし、村山三坊（大鏡坊・池西坊・辻之坊）という修験者を中心に運営された。

なお興法寺は、明治時代初期の政府の神仏分離政策により一部が村山浅間神社となり、現在に至っている。



写真 3-8 地藏菩薩靈験記（国文学研究資料館蔵）

室町時代の興法寺

室町時代までの興法寺については、関連する史料があまり残っておらず不明な点が多い。走湯山密厳院の関東の寺領一覽（応永五年（一三九八）作成）には「富士村山寺」とある。密厳院は真言密教僧が別当職を継承する走湯山内の一院家である。したがって、興法寺の前身と思われる村山寺もまた真言宗寺院であった。

文明一〇年（一四七八）に興法寺で造立された木造大日如来坐像（金剛界）の胎内銘（写真3-9）によれば、寺内には修験者からなる「衆徒」と雑役を務める「承仕」がおり、衆徒の中から寺の代表者「寺務」と、執行機関「寺家」が選ばれた。また興法寺は、本宮（浅間大社）の大宮司富士氏と協力関係にあった。

戦国時代の興法寺

戦国時代を迎えると興法寺に関わる史料が増加し、内部組織や戦国大名との関わりが見えてくる。

戦国時代の興法寺には、富士山で修行する修験者（村山修験）が所属した。寺内は、参詣者（道者）の勧誘や廻壇配札活動などを行い、村山集落で道者のための宿坊を経営する「衆徒」と、集落の外に本拠地を持ち、先達として活動する「山伏」の二階層に分かれ、衆徒の中から寺の代表者「寺務代」が選ばれた。

天文二年（一五三三）、今川氏輝は辻之坊葛山頼真に寺務代継承を保障した。寺務代の職務には、寺領の管轄や衆徒・山伏の出仕勤行（法会などへの出仕と読経などの勤行）を滞りなく行わせること、道者が支払う役銭や、村山から富士山頂までの間に存在した諸堂・諸末社で道者が納める参銭（賽銭）の徴収などがあった。

天文二三年（一五五四）、今川義元は辻之坊葛山助六郎・池西坊某に対し頼真の権利の継承を保証した。以後、江戸時代初期まで興



翻刻

〔上〕膝裏部墨書銘

承仕三人

淨童

了円

慶円

〔異筆〕

〔天保十五甲辰天二月朔加修理

池西坊榮寿

大鏡坊頼茂

辻之坊頼長

在府（二冊） 不居合

代龍宝院寿令

大仏師 長沢法橋 金保

〔下〕体幹材膝前部墨書銘

文明拾年三月廿日

於大鏡作之委細御身之内二書留也

写真 3-9 木造大日如来坐像（金剛界）（右）と膝部胎内銘（左）（村山浅間神社蔵）

法寺は、辻之坊・池西坊の二人の寺務代（両寺務代）により統制されることになった（写真3-10）。

興法寺は、富士山への代参や軍事奉公など、今川氏に対し宗教的・軍事的に重要な役割を担っていた。また、修験者の中には寺を離れ、今川氏に奉公する者もいた。助六郎がそれであり、そのため出仕勤行は代理人が従事することになっていた。助六郎の奉公の内容について具体的な文書は残っていない。しかし天文初年ごろには、大鏡坊頼秀の子、大納言雪山（東泉院・富士下方五社別当）が、宗教政策を支える僧侶として、そして軍事奉公や使者として活動する被官のような存在として今川氏に奉公している。助六郎も雪山同様に宗教的・軍事的に奉公していたのだろう。

永禄十一年（一五六八）一二月、武田氏が駿河侵攻を開始すると、興法寺内は今川方と武田方に割れた。助六郎が今川氏から離反したため、今川氏は大納言雪山に辻之坊を継承させた。一方、大鏡坊は今川氏に加勢した北条氏に従い、愛鷹山南西の北条方の砦である小麦石小屋砦（富士市）に立て籠もり、武田氏に抵抗した。しかし今川氏は滅亡し、武田氏が駿河を治めるようになった。この時期、武田氏から興法寺へ発給された文書は少なく、寺の勢力は削がれていたようである。

天正一〇年（一五八二）に武田氏が滅亡し、駿河を徳川氏が治めるようになると、大鏡坊・辻之坊・池西坊は徳川氏から興法寺内の権利を保証された。なお、この時辻之坊与兵衛は助六郎のように勤めるよう命じられており、同年徳川氏・北条氏の間で発生した天正壬午の乱では、寺を離れ徳川氏のもとで奉公している。

聖護院と駿河・遠江の修験者

聖護院は天台宗寺門派の門跡で、江戸時代には修験道本山派の本

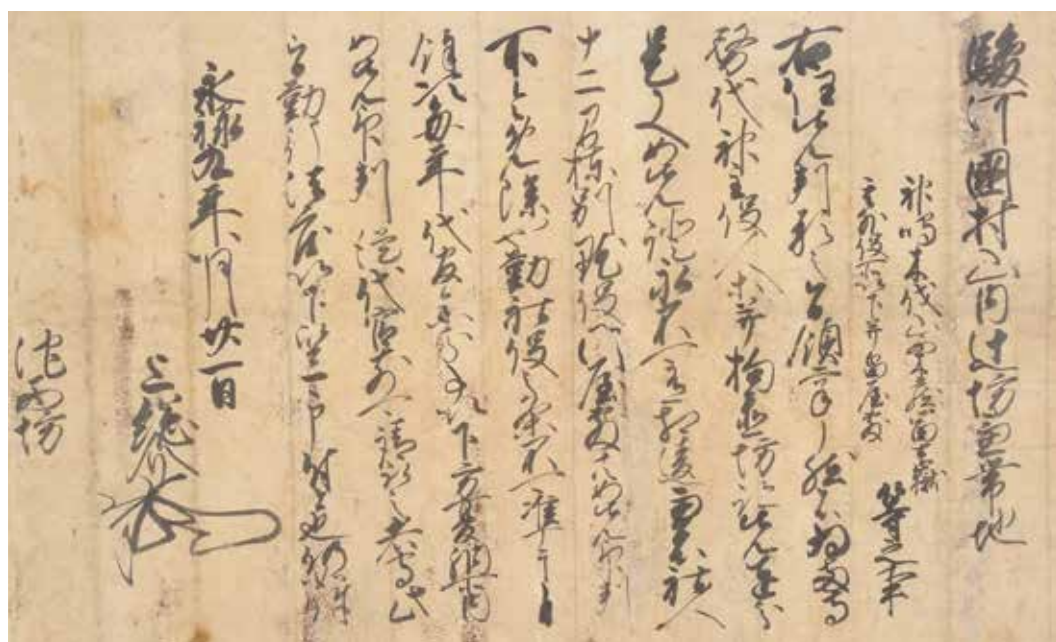


写真 3-10 今川氏真判物（村山浅間神社蔵）

寺として、醍醐寺三宝院を本寺とする修験道当山派と並んで、全国の修験者を統括する役目を担った。この聖護院を頂点とする組織は、戦国時代に聖護院が在地修験者を支配下に収めることで、形成されたものであった。

文安四年（一四四七）に聖護院を継承した道興は、文明一八年（一四八六）一〇月、東国廻国の最中、村山に来訪した。しかし文書などは残っておらず、この訪問によって聖護院と村山の修験者との関係がどのように展開したのか不明である。

道興の二代後に聖護院を継承した道増は、日本各地への廻国活動と、在地の修験者の代表者への年行事の任命状を通して、支配下に収めていった。天文一四年（一五四五）三月、河東一乱の和睦調停を斡旋するため、駿河に下向していた道増は、興法寺の大内按察使坊の相続を認める文書を発給した。大内按察使坊は、今川氏から駿河・遠江両国の修験者の代表者と認められた有力な修験者であり、この文書は慶覚坊の要望を受けて発給されたと考えられる。その後慶覚坊は、天文一九年（一五五〇）にはこの文書などを根拠に、「以前から両国の修験者の代表者は、本所（聖護院）の任命に基づき今川氏が申し付けている」と主張し、今川義元に大内按察使坊の相続を認める文書を発給させた（写真3-11）。

しかし、天文一四年以降、聖護院から両国の修験者の代表者へ発給された相続を認める文書は確認できず、義元の文書のみ残されている。この時期、聖護院は義元へ両国の修験者の代表者は自身が任命することを要求し、この要求を義元が受け入れている。これにより、聖護院は天文一四年を以て両国の修験者を支配下に置いたと思っていたのだろうが、両国の修験者は聖護院を本所として仰ぎつつも、ある程度自律性を持った集団として活動していたと思われる。今川氏は表向き聖護院の要求を受け入れつつこれを認めていたと思われ、義元の跡を継いだ氏真も、永禄元年（一五五八）に聖護院の文書なしに、大鏡坊を両国の修験者の代表者として認める文書を発給している。結局この時期、聖護院は両国の修験者を支配することはできなかつたのである。

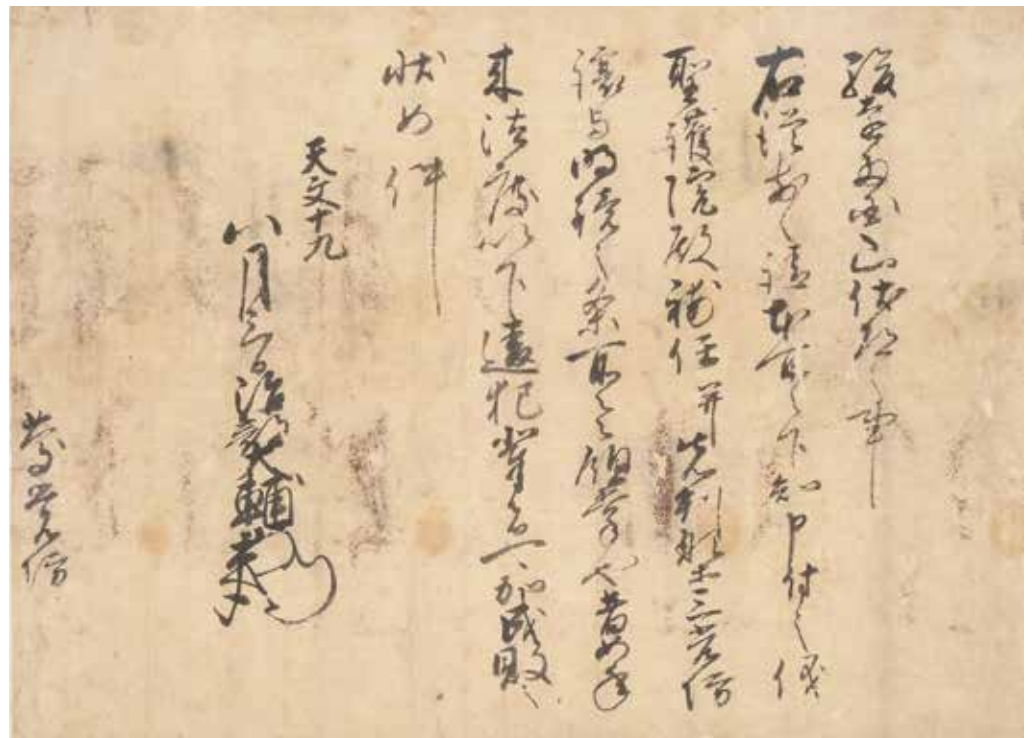


写真 3-11 今川義元判物（村山浅間神社蔵）

駿河を徳川氏が治めるようになると、聖護院配下の勝仙院が駿河の修験者の支配を進めることになったが、順調には進まなかつた。江戸時代前期になってようやく、勝仙院が興法寺領以外の駿河の修験者を支配し、興法寺が御直末寺院として興法寺領内の修験者を支配する体制が成立するのである。

第四節 考古学から見た浅間神社

浅間大社遺跡（富士山本宮浅間大社〈以下、浅間大社〉）

浅間大社では、これまで一〇回以上の発掘調査が行われている。古い遺物としては、縄文時代の土器が出土しているが、出土量も少なく、遺構も確認されていないため、集落などの広がりには不明瞭である。

弥生時代後期から古墳時代になると人の活動が再び確認できるようになる。拝殿付近で行われた調査では、古墳時代前期の竪穴建物跡が検出され、当該時期の集落が広がっていると考えられる。また、市内では珍しい古墳時代中期の遺物も確認できる。

浅間大社遺跡における本格的な活動は、平安時代中ごろになってからである。一〇世紀ごろになると遺物の出土が確認できるようになり、祭祀などで使用されたと考えられる土師器が多く出土し、「東」と書かれたと思われる墨書土器も出土している（写真3-12・13、図3-12）。一一世紀ごろには竪穴建物跡などの遺構も確認できる。

一〇世紀前半は、律令制の行き詰まりとともに富士郡衙とされる東平遺跡（富士市）が衰退していき、集落などが分散し、東日本の集落動向に同調した富士郡衙における地域再編の姿と捉えられる。また、天曆年間（九四七〜九五七）には、駿河守に就任した平兼盛が臨時の祭祀にて歌を詠んだ事が伝えられている。出土した遺物の年代観も合致しており、この時期から信仰施設として機能していた可能性が高い。

一二〜一六世紀の中世の段階でも継続して遺物・遺構が確認される。カワラケのほか、常滑や瀬戸・美濃の国産陶磁器も確認できる。中には貿易陶磁器である青磁や白磁などの威信材も出土しており、大きな力を有していたと推測できる。



図 3-1 浅間大社遺跡調査区



写真 3-12 浅間大社遺跡出土土師器（古代）

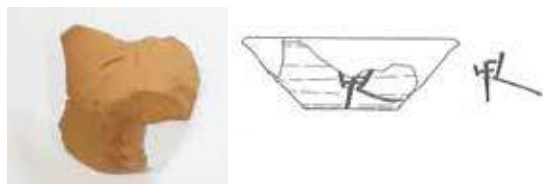


写真 3-13・図 3-2 浅間大社遺跡出土墨書土器
土器の体部に「東」と記されている。

中世における記録としては、室町幕府將軍足利義持の御教書や今川範政の奉書などに造営の記録があり、修復などが行われていたと考えられる。天正四～六年（一五七六～一五七八）には武田勝頼による大規模な社殿の造営などもあり、活発な活動があったと推測できる。

武田氏が滅亡した際の天正一〇年（一五八二）に浅間大社は焼け落ちたとされる。現在につながる社殿は慶長九年（一六〇四）に徳川家康によって新しく造営されたものが始まりと考えられるため、中世には現在とは異なる景観が広がっていたと推測される。

山宮浅間神社遺跡

山宮浅間神社は文献資料が少なく、その実態については不明瞭な点も多い。山宮浅間神社周辺は溶岩地や火山灰土の土地であり、水資源も乏しく、先史時代や古代・中世においては、非常に住みづらい土地であったと考えられるためである。

山宮浅間神社遺跡は史跡整備に伴って、遥拝所周辺や参道などで発掘調査が行われている。

現時点では、一一世紀後半ごろの山茶碗などが発見されているが、山宮浅間神社遺跡における人々の活動が本格化するのには中世の一二世紀ごろからと考えられる。出土遺物の多くはカワラケであり、頻繁な祭祀行為が想定される。しかし、このほかにも常滑などの国産陶磁器や貿易陶磁器である青磁も出土していることから、浅間大社同様に中核的な信仰施設であった可能性が高い。

現在の遥拝所と呼ばれる区画やその周りの石墨などは、この時期に構築されたと考えられる。遥拝所のある高台では、一五世紀ごろまでは継続的に利用されたようであるが、一六世紀ごろになると利用は限定的になり、遺物の出土も減少する。特にカワラケの減少は



写真 3-15 山宮浅間神社遥拝所古写真（浅間大社蔵）



写真 3-16 山宮浅間神社遥拝所古写真（浅間大社蔵）



写真 3-14 浅間大社遺跡出土漆器・カワラケ・陶磁器（中世）
 □内は貿易陶磁器。

顕著で、瀬戸・美濃産などの陶磁器はわずかに確認できる。カワラケの減少は、カワラケを多く用いた祭祀行為からカワラケを使わない祭祀行為へと変化した結果である可能性がある。このほかに、現在の籠屋南側には土罌が南北方向に構築されている。さらに、土罌は西側に伸び四角い区画を作り出していると考えられ、土罌で取り囲まれた建物群があったと想定される。

村山浅間神社遺跡

村山浅間神社遺跡は村山浅間神社の境内地やその周辺で発掘調査が行われている。古い遺物としては、境内地から縄文時代中期の土器が発見されており、周辺にも縄文時代の遺跡が散在しているため、当該期の人々の活動が想定できる。

現在の村山浅間神社周辺での人々の明確な活動が確認できるようになるのは平安時代からである。この時期の活動域は現在の境内地の北側の社叢周辺であり、ここに竪穴建物と溝が構築されていた。遺物は灰釉陶器や土師器などが出土しており、一〇世紀前半ごろの遺物であると考えられる。

平安時代の村山浅間神社で確認された遺構は、山中に単独存在し、周辺に広がりがなく特殊な状況を示している。立地や出土遺物などから、信仰に関連した特殊なものであると考えられる。しかし、活動は継続せず次に活動が確認できるのは一四世紀ごろとなる。

中世については、一二世紀から一三世紀ごろまでは遺構・遺物の検出がなく、活動が不明瞭になる空白期間がある。しかし、一四世紀ごろになると再び境内地の北側の丘陵地で活動が確認できるようになる。この時期は、丘陵の斜面地を平坦にする造成が行われていたようである。この造成土中には、銭貨や礫石経が入っており、地鎮のような行為が行われていた可能性を示唆している。また、造成

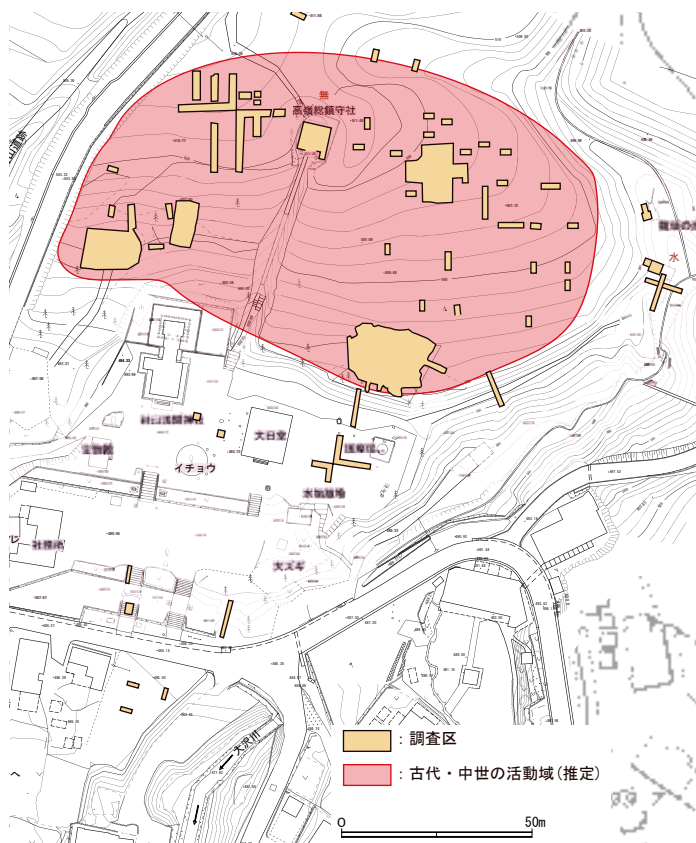


図 3-2 村山浅間神社遺跡調査地と古代・中世の想定活動域



写真 3-17 山宮浅間神社遺跡出土カワラケ・陶磁器（中世）
□内は貿易陶磁器。

面では中世の常滑の甕かめや緑釉ろくろゆうの小皿、和釘などの遺物が出土している。

出土遺物や遺構の分布から、古代・中世における村山浅間神社遺跡の主な活動域は、現在の大日堂や村山浅間神社が建っている場所の北側社叢周辺と想定できる。このことから、村山浅間神社においても近世から現在における景観とは異なっていたと考えられる。

まとめ

古代から中世にかけての浅間神社について考古学的資料の状況を紹介してきた。浅間大社遺跡は、古代から中世では継続的な土地利用があり、古代から信仰施設として機能していたと考えられる。村山浅間神社遺跡は、一〇世紀前半に土地利用が確認されるものの一時的で、一四世紀ごろまで空白期がある。山宮浅間神社遺跡は、一一世紀後半ごろから活動が認められ、村山浅間神社遺跡と活動時期のズレがある。

特に中世においては、青磁などの貿易陶磁器が出土していることから分かるように大きな力を有していたと考えられ、富士山に対する信仰の中核的な場所であったことは、考古学的資料からもうかがえる。

また、いずれの遺跡についても現在の景観とは異なった様相であったことも共通している。



写真 3-19 村山浅間神社遺跡出土礫石経（中世）



写真 3-20 村山浅間神社遺跡出土陶磁器（中世）



写真 3-18 村山浅間神社遺跡出土土器・灰釉陶器（古代）



図 3-3 「朝」の墨書が記された土器（写真 3-18 □）

第五節 古代・中世の神社

古代・中世の市内の神社

延長五年（九二七）に整理された『延喜式』卷九、卷一〇は、いわゆる「延喜式神名帳」と呼ばれ、全国三三三座の神々が記載されている。三三三座の神々は神祇官から幣帛が頒布される官幣社と、その国の国司から幣帛が頒布される国幣社に大別され、また、国家祭祀との関わりにおいて大社と小社に分けられた。

富士郡には大社として浅間神社、小社として倭文神社・富知神社（倭文神社（星山）、富知神社（朝日町）を指すと考えられている。このうち富知神社については、『吾妻鏡』文治二年（一一八六）七月一九日条に「富士領上政所福地社」と記されており、浅間宮（浅間大社）の社領と考えられる富士領内にあったことがわかり、鎌倉時代初期には浅間宮の支配に取り込まれていたと考えられる。

室町時代になると、本章第一節で述べたように浅間大社については文書から明らかになるが、それ以外の神社については不明である。戦国時代になると、天正五年（一五七七）付けの浅間大社の年間祭礼帳「富士大宮神事帳」から、浅間大社の末社を確認することができる。これによれば前述の福地明神（富知神社）・嶽王子（倭文神社）のほかに、若之宮（若之宮浅間神社、元城町）・成出若宮（若宮八幡宮、小泉）・金之宮（金宮神社、淀師）・山宮（山宮浅間神社）・当所之宮（当所神社、北山）があった。

また天正五年、内房郷を治めていた穴山信君が禰宜刑部太夫に内房郷内の神田を安堵し、祭礼・造営を行うように命じている。この神社は内房にある相沼浅間神社に比定されている。ここに伝来する棟札写には、天文一一年（天正一一年（一五八三）の誤りか）、穴

(表)



(裏)



(表)

右意趣者 諸仏救世者住於大神通為悅衆生故現无量神力
駿州庵原郡蒲原庄内房郷尾崎村
奉新造勸請富士浅間大菩薩・八幡大菩薩両宮之事

大檀那源朝臣勝千代丸 祢宣（宣）鈴木形部大夫盛次 是者本願敬白
下方祢宣来（宣） 神主（宣）大夫広盛 大工遠州牽人
是勸請本人也

(裏)

慈眼視衆生 福聚皆无量
時天文拾壹癸未十二月十二日庚申日也 錦織□大夫広盛・鈴木形部大夫敬白
大檀那武田勝千代丸当郷長衆有奉裁、諸願成就皆令満足砌

山信君の子、武田勝千代を大檀那として禰宜鈴木形部大夫盛次が本願（企画者）となり、富士浅間大菩薩・八幡大菩薩を祀る神社を新造したとある。（写真3-21）。

写真 3-21 棟札写（相沼浅間神社所蔵）

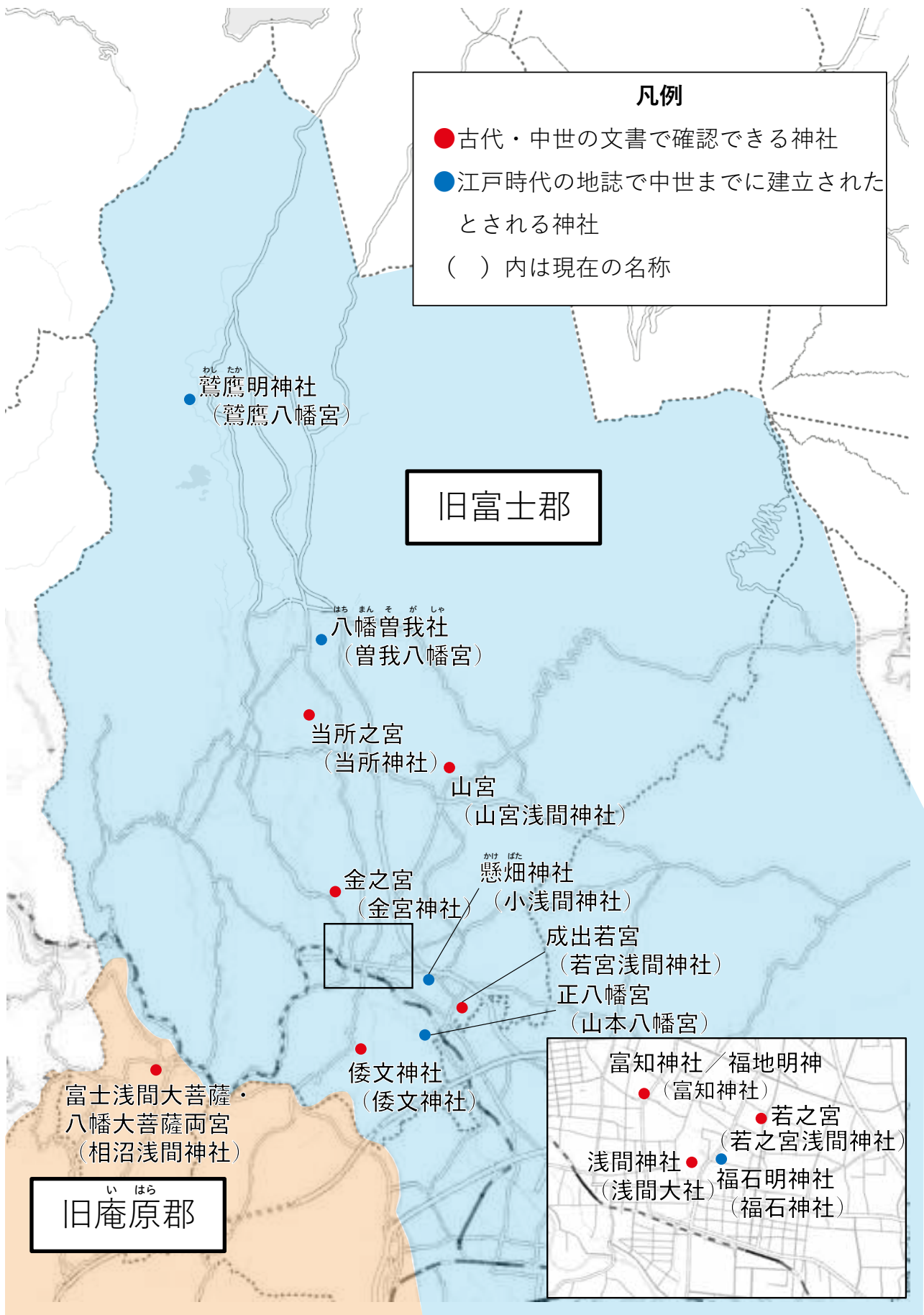


図 3-4 古代・中世の市内の神社 (地理院地図 Vector を加工して作成)

第六節 古代・中世の寺院

日蓮の教えを受け継ぐ寺院

市内で最も多い寺院は、日蓮の教えを受け継ぐ寺院であり、その中心となるのは、いわゆる「富士五箇寺」（以下、五箇寺）と呼ばれる大石寺・北山の本門寺・西山の本門寺・小泉の久遠寺・妙蓮寺である。五箇寺はいずれも中世に開かれ、寺内に伝来する文書からその活動を知ることができる。

五箇寺以外の日蓮の教えを受け継ぐ寺院は、中世の史料が限られておりはつきりしない。江戸時代初期の「諸宗末寺帳」から断片的に追うことができるのみである。「諸宗末寺帳」は、寛永九年（一六三二）から一〇年にかけて、江戸幕府の命令で提出された全国の諸宗（天台宗・浄土真宗を除く）の本寺と末寺の一覧表である。このうち身延山久遠寺が提出した「法花宗諸寺目録」によれば、市内には前述の五箇寺以外に身延山久遠寺末寺として妙善寺（青木）、浄林寺・正法寺・光徳寺・安立寺・妙泉寺（柚野）、長見寺（長貫）、吉祥寺（羽鮒）、東漸寺（安居山）、大泉寺（大宮）、本成寺（内房）の一一カ寺があった（図3-15）。ただし、この段階の五箇寺の末寺は史料が残っておらず不明である。天明六・七年（一七八六・八七）に作成された水戸彰考館蔵「諸宗末寺帳」には、五箇寺とその末寺が記載されていることから、寛永段階でも五箇寺に末寺があったと思われる。

なお、文政三年（一八二〇）に編纂された地誌『駿河記』は、鎌倉時代に妙興寺（長貫）、南北朝時代に本妙寺（北山）、戦国時代に代世寺（上柚野）・本妙寺（沼久保）・本光寺（宝町）・圓恵寺（大久保）などが開山したと紹介している（図3-15）。

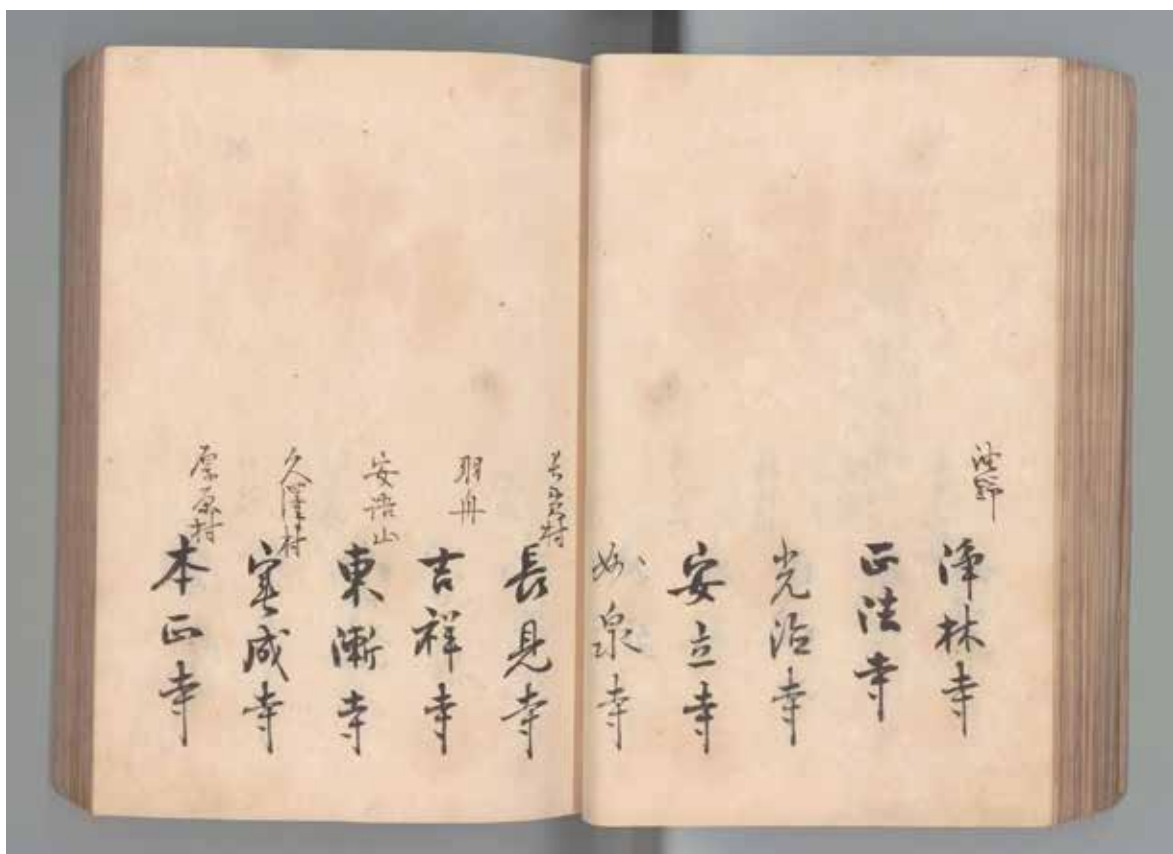


写真 3-22 法花宗諸寺目録（国立公文書館蔵）

曹洞宗寺院

室町時代中期、瑩山紹瑾門下の峨山派のうち、無外円昭系の無著妙融門下の人々が駿遠両国に進出した。先照寺は、無著妙融門下の一人である純白融清が、真言宗から曹洞宗に改めて成立したと伝わる（写真3-23）。同寺の開基は富士山本宮浅間大社（以下、浅間大社）の大宮司富士成時とされ、寛文年間（一六六一―一六七三）まで富士氏の菩提寺だった。市内に日蓮の教えを受け継ぐ大きな寺院が並び立つ中で、先照寺が末寺を増やすことができたのは、富士氏の帰依による大きかったと考えられる。

また先照寺は、弘治元年（一五五五）に今川義元から、検地によって算出された一貫文余の年貢増加分の寄進と諸末寺の支配権などの保証を受けた。あわせて先照寺は、今川氏の武運長久を祈る「祈願所」として、住持職の任命権を今川氏に掌握される代わりに、検地の免除や諸役免除を受けることになった。

その後寺伝によると、武田氏が駿河を治めるようになった際、武田氏家臣の穴山信君により先照寺は、本山を無著妙融開山の泉福寺（大分県）から通幻派の甲斐の龍華院（山梨県甲府市）へ変更するよう強制されたという。そのためか「本末帳」では、先照寺は無著派ではなく通幻派になっている。

安養寺（杉田）は、市内唯一の曹洞宗太源派の寺院である（写真3-24）。開山は、保寿寺（現富士市伝法）を開いた喜雲龍怡の弟子雲峰智長である。寺伝によると、享祿元年（一五二八）、雲峰智長が既存の寺院を改宗して建立したという。

弘治二年（一五五六）、今川義元は安養寺に対し、先の地頭富士図書助（又七郎）が発給した証文に基づいて畠屋敷を寄付した。さらに増善寺住持の嘆願により、天文二三年（一五五四）の検地によって算出された年貢増加分も安養寺へ寄進している。

派閥	寺号	現在地(旧地)	出典
通幻派	先照寺(先照寺)	大中里	【通】【小】【知】
	泉光寺(千光寺)	精進川(【通】 柚野)	【通】
	延命寺(延命寺)	柚野	【通】【小】
	保蔵院/宝蔵院(法蔵院)	内野	【通】【小】
	赤善寺/借善院(積善院)	(内野)	【通】【小】
	保林寺/鳳林寺(鳳林寺)	(元城町)	【通】【小】
	龍泉院(龍泉寺)	山本	【通】【小】
	宗慈院/総持院(宗持院)	山本	【通】【小】
	萬松寺/萬松院(萬松院)	元城町	【通】【小】
	仁慶寺/二桂院(二桂院)	(宮町)	【通】【小】
	重林寺(重林寺)	(元城町)	【通】【小】
	大悟庵(大悟庵)	星山	【通】【知】
	栄元寺	大宮とあるが不明	【通】
	瑞光寺	大宮とあるが不明	【通】
	願得寺/願徳寺	大宮とあるが不明	【通】【小】
	龍光院	佐折とあるが不明	【通】【小】
	東清寺	柚野とあるが不明	【通】
東松院/東照院	柚野とあるが不明	【通】【小】	
太源派	安養寺(安養寺)	杉田	【知】

寺号の()内は現在伝わっている表記。赤字は廃寺。
 ■は【通】記載の先照寺末寺
 【通】曹洞宗通幻派本末記下(国立公文書館蔵)
 【小】駿州曹洞宗小末寺帳(国立公文書館蔵)
 【知】曹洞宗遠州駿州知識所之分三河存候分計伊豆太源派計(国立公文書館蔵)

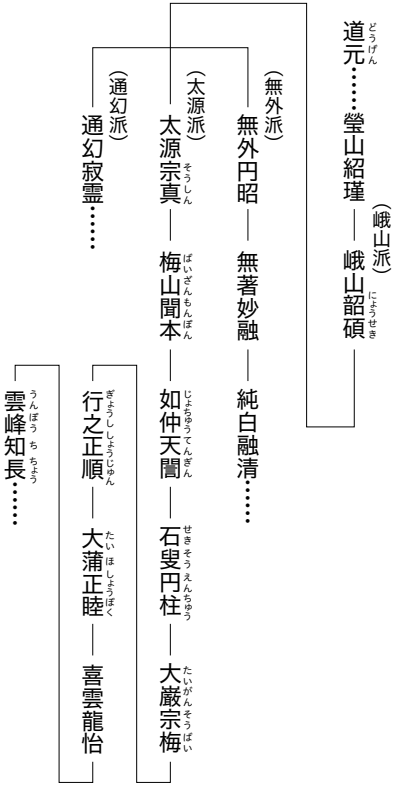


図3-6 峨山派法系図
 (一部省略、『静岡県史通史編2中世』・『曹洞宗全書大系譜1』より作成)

表3-1 「諸宗本末帳」に見る市内の曹洞宗寺院

そのほかの寺院

そのほかの寺院は祥禅寺（臨濟宗）、宝幢院・宝積寺（真言宗）、平等寺・大頂寺（浄土宗）、興法寺（修験、本編第三節）である。

臨濟宗

祥禅寺（内房）は、市内唯一の中世期開山の臨濟宗寺院である。天正七年（一五七九）、穴山信君は内房の祥禅庵領を興津の清見寺塔頭の竜沢庵に与えているが（写真3-25）、この祥禅庵は祥禅寺を指すと考えられる。なお寺伝では、永禄年間（一五五八―一五七〇）に穴山信君が浄財を喜捨し、庵を寺号に改称したとする。市内には臨濟宗寺院が少なく、江戸時代においても同寺と龍興寺（内房）以外確認できない。

真言宗

宝幢院は浅間大社の別当寺で、本寺は京都の醍醐寺である。宝幢



写真 3-23 先照寺



写真 3-24 安養寺

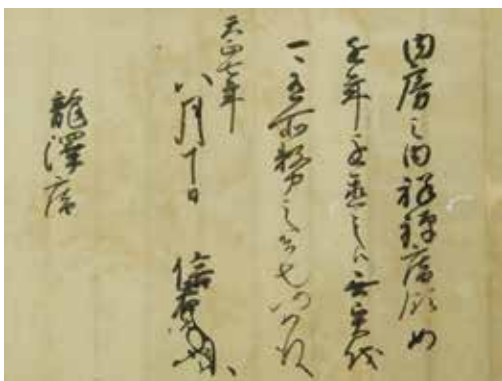


写真 3-25 穴山信君判物（清見寺蔵）

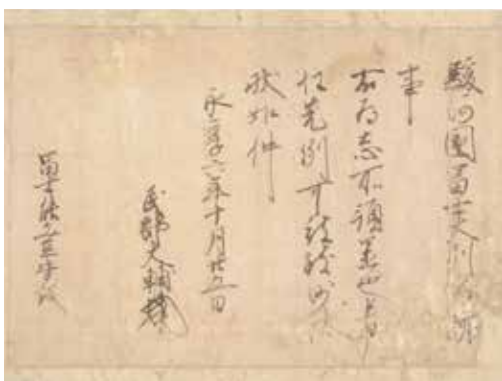


写真 3-26 駿河守護今川範忠書下
（大宮司富士家文書、静岡県立美術館蔵）

院は永享六年（一四三四）、今川範忠が「富士別当跡」を大宮司富士能登守に任せたことに始まる（写真3-26）。当初は別当を相続する者が居たが、室町時代中期には名前だけになってしまった。しかし、戦国時代に宝幢院増田が護摩堂とともに再興し、今川氏親・義元・氏真が領地の権利保証・諸役免除をした。その後、江戸時代初期までには護摩堂に天皇直筆の額がかかり、醍醐寺報恩院相伝の木造不動明王像（行基作）が本尊として置かれた。

宝積寺の詳細は不明だが、元龜三年（一五七二）、武田氏が浅間大社供僧の式部卿に安堵していることから、浅間大社の神宮寺の可能性がある。

浄土宗

『駿河記』や、文久元年（一八六一）に編纂された『駿河志料』には、平等寺は讃誉了公、大頂寺は定誉助諦により戦国時代に開かれたとあるが、詳細は不明である。

第七節 大石寺・本門寺・久遠寺

日蓮・日興につながる寺院

市内には、上野の大石寺、北山（重須）の本門寺、西山の本門寺、小泉の久遠寺という、日蓮の教えを受け継ぐ寺院がある。多様な仏教宗派の寺院がまんべんなく広がるわけではなく、日蓮につながる大きな寺院が並び立ち、圧倒的な存在感を放っているというのが、この地域の際立った特色といえる。

上野（上条）の大石寺は、日蓮の高弟の日興が開創した寺である。甲斐国の身延（山梨県南巨摩郡身延町）を居所としながら布教を進めていた日蓮が弘安五年（一二八二）に遷化した後、日興は身延にいて日蓮の墓所を守っていた。数年後に日興は身延を離れて駿河国富士上方の上野に赴き、正応三年（一二九〇）に寺を開いた（南条時光が開基となる）。日興の住坊が建てられた後、東西に六人の高僧によって諸坊が建立され、伽藍が形成された。これが大石寺のはじまりである。大石寺は現在「たいせきじ」というが、はじめは「おおいしでら」と呼ばれていた。

北山（重須）の本門寺（北山本門寺）も日興が開いた寺で、永仁六年（一二九八）に「日蓮聖人御影堂」「本化垂迹天照大神宮」「法華本門寺根源」が造営された（北山本門寺蔵の棟札による）。日興は「重須談所」を開設して後進の育成にあたり、同寺で遷化した。

西山の本門寺（西山本門寺）は、日興の弟子である日代が開いた寺院で、康永三年（一三四四）の開創と伝えられている。日蓮・日興の法灯を受け継ぐものとして、この寺も「本門寺」と称し、布教活動を展開した。

小泉の久遠寺は、日興の弟子である日郷が開いた寺で、建武元年（一二三四）の開創と伝わる。日郷とその後継者は安房国保田（千



写真 3-27 題目杉（北山本門寺、静岡県指定天然記念物）

日興が題目を唱えながら植えたといわれる杉の大樹。もとは「南無妙法蓮華經」の7字にあわせて7本あったというが、現在は3本が残されている。

葉県安房郡鋸南町きよなんの妙本寺なまほんじを居所としていたので、小泉の久遠寺と妙本寺は強くつながっており、歴代住持は妙本寺に住み、久遠寺には代官が派遣され寺の管理にあたっていた。

戦国大名の統治と寺院の動向

室町時代の富士宮市域には、大石寺・北山本門寺・西山本門寺・久遠寺という、日蓮の教えにつらなる寺院が並び立ち、住持が代を重ねていた。戦国時代になると、駿河守護の今川氏が独立の地域権力（戦国大名）として地位を確立させ、富士宮市域の寺院も大名との関わりを模索しつつ勢力の保全を図ることになる。

永正一二年（一五一五）、今川氏親が北山本門寺の日国にちくににあてて判物を出し、「日蓮聖人よりの嫡々相承」と「本門寺を号していること」を承認している。日蓮の教えを受け継ぐ寺院で、本門寺と名乗っていることを、大名から認められたわけだが、大名が自発的に文書を出したのではなく、本門寺の側が駿府に赴いて依頼し、氏親がこれに応えたということだろう。北山本門寺は大永二年（一五二二）にも氏親から判物を与えられ、年貢以外の諸役（門前にかかる棟別銭など）を免除されている。

上野の大石寺も関係者が駿府に赴いて、氏親から判物を頂戴した。ところがこれを紛失してしまい、あらためて判物をもらう必要に迫られた。氏親はすでに死去し、嫡男の氏輝が若年のため、母親の寿桂尼が大石寺の訴えを受理し、棟別銭などの諸役を免除するという内容の文書を作りこれに応えている。

氏輝が政務にあたるようになると、北山本門寺と大石寺はまた駿府の政権に働きかけ、権益を保證するという内容の氏輝の判物を得た。天文五年（一五三六）に氏輝が死去して弟の義元が家督を継ぐが、この代替わりにあたって、北山本門寺と大石寺の関係者は駿

府に赴いて申請し、義元の判物を獲得している。

久遠寺の火災と再建

天文六年（一五三七）二月、相模さがみの北条氏の軍勢が駿河に攻め入り、今川氏と北条氏の戦いが始まる。このとき上野の大石寺の人々は、すぐに北条氏の陣中に赴いて、「軍勢などが寺に入って濫妨狼藉らんぼうろうじきを働くことを禁止する」という内容の文書（禁制）を手に入れた。禁制を得るには相応の「礼銭」を支払う必要があったが、こうした方法で寺を守ろうとしたのである。大石寺は戦火を免れたようだが、小泉の久遠寺は影響を被り、御堂や客殿が焼失するという結果になった。今川氏と北条氏のらみあいが続く中、北山本門寺は今川との関係を確保しようとしていたらしく、天文一二年（一五四三）には住持の日耀が諸役免除などを内容とする判物を義元から与えられている。

天文一四年（一五四五）、今川義元は北条氏と和睦して駿河東部を手に入れ、戦いは終息する。こうした中、焼失した小泉の久遠寺の再建が本格的に図られることになる。久遠寺は安房の妙本寺と密接な関係にあり、妙本寺の住持が久遠寺住持を兼ねていたので、妙本寺住持の日我が主導して復興事業を進めた。天文一五年（一五四六）に日我は久遠寺に入り、翌年春までここに滞在して造営を開始、天文一八年（一五四九）には御堂が再建された。

北山と西山の争い

永禄一一年（一五六八）冬、武田信玄が駿河に攻め入り、今川領国は崩壊した。しばらく駿河東部において武田氏と北条氏の戦いが続くが、地域の寺院も影響を受け、永禄一二年（一五六九）二月に北山本門寺が焼失、大石寺も被害を受けたようである。西山本門寺

の関係者は七月に武田の陣中に赴き禁制を獲得している。戦いは武田氏の勝利に終り、信玄は駿河一国を領国に加えた。小泉の久遠寺の衆徒たちは、戦火の中、本尊を守護しながら伊豆に逃れていたが、戦争の終結によって小泉に戻ることができた。

まもなく武田信玄が死去し、子の勝頼が跡を継ぐが、天正元年（一五七三）一二月、西山本門寺の人々が申請して勝頼から判物を与えられている（写真3-28）。「本門寺は開山日興の血脈に任せ、日代門下の仏法興隆に励むように」と書かれているように、日興につながる寺院であることを大名から認められ、諸役免除の特権も得た。

このあと西山本門寺の人々は思い切った行動に出る。住持の日春が武田氏に訴え出て朱印状を獲得、武田氏の奉行衆や西山の人々が北山本門寺に押し寄せ、日蓮筆の本尊をはじめとする重宝を接収したのである。天正九年（一五八一）三月一七日のことだった。北山本門寺の日殿は甲府に赴いて、西山側の行動を非難する訴えを起した。

翌天正一〇年（一五八二）に武田氏が滅亡して徳川家康が駿河の統治者となる。北山本門寺と西山本門寺の争いは継続していて、天正一二年（一五八四）には北山の日健と西山の日春が駿府に赴き、家康の面前で問答が行われている。その結果、重宝は北山本門寺に戻ったようだが、西山本門寺もその地位を保ち、二つの寺は新たな歩みを進める。

戦国時代になると、上野（下条）の妙蓮寺もその勢力を伸ばし、武田勝頼や徳川家康から諸役免除などを保証する証文を与えられている。江戸時代には大石寺・北山本門寺・西山本門寺・久遠寺に妙蓮寺を加えた五つの寺院が「富十五箇寺」（現在の富十五山）と呼ばれるようになった。

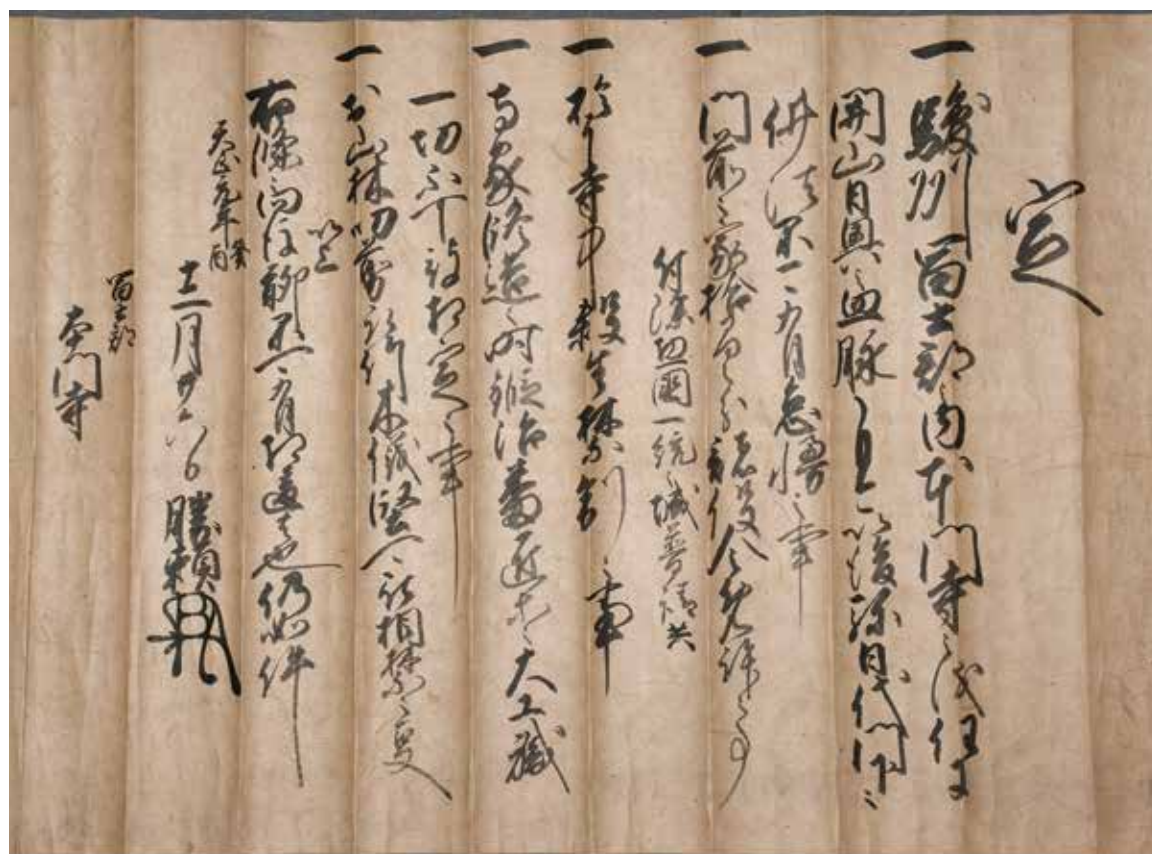


写真 3-28 武田勝頼判物（西山本門寺）

大石寺の発掘調査

大石寺では、平成二十二年（二〇〇九）に御影堂の解体修理に伴い、御影堂の基壇部分に一部トレンチを設けて発掘調査している。御影堂は江戸時代の建立で、基壇も当該期の構築である。一方、この調査では、基壇の構築により削平を受けているものの、御影堂建立以前の中世の大石寺に関連すると考えられる遺構や遺物が確認された。遺物は古いものでは鎌倉時代（一二世紀ごろ）から戦国時代（一六世紀ごろ）まで出土している。蔵骨器として使われたと考えられる瀬戸・美濃産の四耳壺や壺、常滑産の壺、甕の出土が目立つ。カワラケも出土しており、宗教的な行事で使われたと考えられる。さらに、ステータスシンボルである貿易陶磁器の青磁も確認できる。

御影堂建立以前の遺構は、土坑や石敷遺構、配石遺構などが発見されている。土坑は火葬されたと考えられる人骨とともに炭化材が見つかっている。このため、御影堂建立以前はこの領域が大石寺の墓域として機能していた可能性がある。石敷遺構や配石遺構は墓域に関連した構築物であると考えられる。

この調査から、御影堂創建以前の様相がわずかに見える。まず、一三世紀から一四世紀ごろ（前半期）の創建時の時期は、発見されている人骨や蔵骨器とされる遺物の出土状況から火葬墓の墓域として使用されていたと考えられる。若干の空白期を経て、一五世紀後半ごろ（後半期）には再度墓域として使用される。この時期の遺構には、一基のみだが土葬墓が確認されており、火葬と土葬の両方が行われたと考えられる。空白期は、前半期の遺構の一部が自然堆積層に覆われていることから、潤井川の氾濫などの自然災害に巻き込まれた可能性を指摘できる。

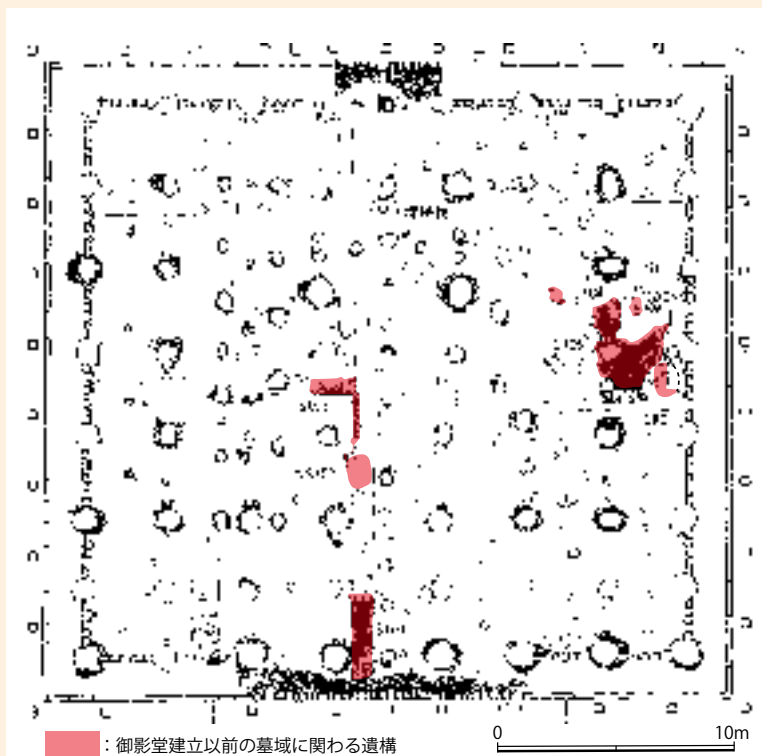


図 3-7 大石寺調査区全体図



写真 3-29 火葬人骨が発見された土坑(SX02)



写真 3-30 土葬人骨が発見された土坑(SK01)